

富士見市地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に行うため地域生活支援事業が市の事業として行われています。

富士見市地域生活支援事業

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

●地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会を提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等

●日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練や送迎サービスの支援を行います。

●日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立支援用具などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

●訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ、入浴が困難な身体障がい児・者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居室において入浴サービスを提供します。

●相談支援事業

障がい者からの相談に応じ在宅生活や障がい福祉サービスの利用に必要な情報を提供します。

●コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣などを行います。

利用者負担

利用者の負担については、原則としてサービス費用の10%を負担していただき、障がいのある方も制度を支える一員として利用者負担をお願いしています。非課税世帯の方のサービス利用料は無料ですが、支給限度を越えて、サービスを利用する場合は利用者負担がかかります。

利用者負担の上限月額

世帯の課税状況に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定します。

利用者負担を算定する際の世帯の範囲

18歳以上の障がい者	本人とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得階層による上限月額

生活保護	0円	生活保護世帯
市町村民税非課税世帯	0円	市町村民税非課税世帯
一般	37,200円	市町村民税課税世帯

上限管理

地域生活支援事業の移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業を併せて上限管理を行ない、利用者負担の上限月額を超えないようにしています。